

印刷物の発注に係る最低制限価格制度事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、出納局総務事務センターが発注する印刷物の請負契約について、契約の適正な履行及び公正な取引秩序の確保を図るため、最低制限価格を設ける場合の事務処理について必要な事項を定めるものとする。

(適用する契約)

第2条 物品等調達支払管理システム（以下「システム」という。）で調達する印刷物のうち、予定価格が20万円を超える250万円以下のオープンカウンターによる案件とする。

(最低制限価格適用案件の周知)

第3条 最低制限価格を設定したときは、システムで最低制限価格が設定されている案件であることを周知するものとする。

(最低制限価格の設定方法)

第4条 最低制限価格は、予定価格に十分の七から十分の九を乗じて得た額の範囲内で定めた額とする。

(契約の相手方の決定)

第5条 最低制限価格に満たない価格による見積りが行われた場合は、当該見積りをした者を決定者としないものとし、予定価格以内で最低制限価格以上の価格を見積りをした者のうち、最低の価格を見積りした者を決定者とする。
2 最低制限価格に満たない価格で見積りをした者は失格とし、その案件の再度、再々度の見積りには参加できないものとする。

(その他)

第6条 第2条の規定にかかわらず、最低制限価格を設定することが不適当と認められる場合には、最低制限価格を設定しないことができる。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。